

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松江市長

## 公表日

令和7年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。公営住宅の適正かつ効率的な管理・運営のため、公営住宅法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「主務省令で定める事務を定める命令」という。)第18条に掲げる事務に特定個人情報ファイルを使用する。 ①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ③敷金の徴収 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑤入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 ⑥事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑦明渡しの請求 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収 ⑨明渡請求期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答 ⑩収入超過者が他の住宅に入居することができるようにするためのあっせん ⑪収入状況の報告の請求 ⑫条例で定める事項
③システムの名称	・住宅管理システム ・中間サーバー ・番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	27の項 主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施しない ]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちづくり部住宅政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel 0852-55-5555(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel 0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 (任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申込者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの確認を行っている。 ・公営住宅管理事務においては、特定個人情報の取扱いに関し、手作業が介在するが、作業時には複数人での確認を徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]                      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定の時間帯の特定個人情報利用状況のログを確認・分析し、必要に応じてヒアリングを実施するなど、権限のない者による不正使用の防止を図っている。 ・システムへのアクセスが可能な職員は、静脈とID・パスワードによる認証により限定しており、異動の際は速やかに権限の削除を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月25日	I-8 連絡先	松江市政策部情報政策課	松江市政策部情報統計課	事後	
令和2年9月25日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日	令和2年9月1日	事後	
令和2年9月25日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日	令和2年9月1日	事後	
令和7年1月30日	I-② 事務の概要	<p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、公営住宅を建設、借上げし、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。公営住宅の適正かつ効率的な管理・運営のため、公営住宅法の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条に掲げる事務に特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>①公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、審査、決定 ②公営住宅法第16条第4項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定 ③公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収 ④公営住宅法第19条の家賃、敷金の徴収猶予の申請の受理、審査、決定 ⑤公営住宅法第25条第1項の入居申込みの受理、審査、決定 ⑥公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、審査、決定 ⑦公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求 ⑧公営住宅法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収 ⑨公営住宅法第29条第7項の期限の延長の申出の受理、審査、決定 ⑩公営住宅法第30条第1項のあつせん ⑪公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求 ⑫公営住宅法第48条の条例で定める事項</p>	<p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。公営住宅の適正かつ効率的な管理・運営のため、公営住宅法の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「主務省令で定める事務を定める命令」という。)第18条に掲げる事務に特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ③敷金の徴収 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑤入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 ⑥事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑦明渡しの請求 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収 ⑨明渡請求期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答 ⑩収入超過者が他の住宅に入居することができるようにするためのあつせん ⑪収入状況の報告の請求 ⑫条例で定める事項</p>	事後	
令和7年1月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項 主務省令で定める事務を定める命令第18条	27の項 主務省令で定める事務を定める命令第18条	事後	
令和7年1月30日	I-4-① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年1月30日	I-4-② 法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二の31の項番号法別表第二の主務省令で定める命令愛22条 ・情報提供事務は該当なし	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	
令和7年1月30日	I-5-① 部署	松江 歴史まちづくり部建築指導課	まちづくり部住宅政策課	事後	
令和7年1月30日	I-5-② 所属長の役職名	建築指導課長	課長	事後	
令和7年1月30日	I-8 連絡先	松江市政策部情報統計課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel 0852-55-5555(代表)	松江市政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel 0852-55-5555(代表)	事後	
令和7年1月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年9月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年1月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年9月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年1月30日	IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]提供・移転しない	[O]提供・移転しない	事後	
令和7年1月30日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	事後	
令和7年1月30日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	—	事後	
令和7年1月30日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	—	事後	
令和7年1月30日	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-8 判断の根拠	—	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申込者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの確認を行っている。 ・公営住宅管理事務においては、特定個人情報の取扱いに関し、手作業が介在するが、作業時には複数人での確認を徹底している。	事後	
令和7年1月30日	IV-10 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年1月30日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和7年1月30日	IV-11 判断の根拠	—	・特定の時間帯の特定個人情報利用状況のログを確認・分析し、必要に応じてヒアリングを実施するなど、権限のない者による不正使用の防止を図っている。 ・システムへのアクセスが可能な職員は、静脈とID・パスワードによる認証により限定しており、異動の際は速やかに権限の削除を行っている。	事後	